

特定非営利活動法人にじのこ 倫理綱領及び行動指針

2022年11月21日

倫理綱領

特定非営利活動法人にじのこは、「支援や配慮を必要とする人と、その家族の生活を支えていくことを第一に、ひとりひとりの可能性を信じ、日々の暮らしの中で個性に働きかけをして、人への愛着感や信頼感、そして自信・意欲を得られるように支援します。本人や家族にとって、出会いや繋がり場となり、地域の中で自分らしく暮らせるよう、共に考え歩んでいきます。」を理念としています。これにもとづいて最善の支援を行うため、とるべき行動や考え方の基準として職員倫理綱領を次のように定めました。

1. 生命の尊厳

私たちは、利用者のかけがえのない生命を大切にし、人としての尊厳を尊重します。

2. 個人の尊厳

私たちは、利用者に安心・安全にすごせる質の高い支援を行い、その個性、主体性、自発性を尊重し、自己選択や自己決定ができるような支援、援助を行います。

3. 人権の擁護

私たちは、利用者の人権を擁護し、虐待等あらゆる権利侵害を行いません。

4. 社会参加の促進

私たちは、地域や関係機関との連携をはかり、利用者及び家族が安心して地域社会で共に生き、暮らしていけるように、一人ひとりのニーズに沿った支援を心がけます。

5. 専門的な支援と人間性の向上

私たちは、利用者への適切なサービスを行うために、職員としての専門性、人間性を高め、常に努力することを怠らず、自己研鑽に努めます。

行動指針

特定非営利活動法人にじのこの職員は、この行動指針の遵守に努めることとし、殊に管理・監督する立場にある者は、自らが規範となるよう率先して実行に努めます。

1. 人権の尊重

職員は、利用者の個性や違いを積極的に認め合い、一人ひとりが平等であるという考えのもとに、本人の意思や思いを尊重し行動します。

2. 社会ルール遵守（コンプライアンス）の徹底

職員は、関係法令、法人の定めた諸規定はもとより、法人の理念や社会的ルールの遵守を徹底します。

3. 地域づくりの促進

職員は、利用者・地域の人々と地域づくりの主体者として行動し、地域全体を視野に入れ、地域づくりのネットワークを広げます。

4. 説明責任の徹底

職員は、利用者やその家族、地域の理解と信頼を高めるために、適切な情報開示、情報提供に努め、説明責任を果たします。

5. 個人情報の保護と管理

職員は、個人情報保護法等に基づき、個人情報の適正な取扱いを行い、プライバシーの保護に努めます。

6. 環境保全・安全衛生の推進

職員は、利用者や地域の方と共に職場及び地域の環境保全と安全衛生に取り組みます。

7. 危機管理（リスクマネジメント）の徹底

職員は、法人が定めたリスクマネジメントに係るマニュアルに基づいて、常に安全性に配慮したサービスの提供に努めます。